

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分（8時45分～17時15分）
休憩時間	45分（12時15分～13時00分）

（注） 特別な形態での勤務が必要な職員（公共施設等で勤務する職員）は、上記以外に特別な定めをしていま

(2) 職員の休暇の状況

年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年につき20日付与され、翌年に20日を限度として繰り越しができます。（一の年につき最高40日付与）

【年次有給休暇の取得状況（平成22年分）】

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
18,745日	5,239日	474人	11日	28.0%

病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇（平成23年4月1日現在）

種類	付与期間	
病気休暇	最小限度必要と認められる期間（90日以内）	
特別休暇	選挙権等の行使	必要と認められる期間
	証人等として裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液の提供	
	ボランティア活動	一の年において5日以内
	結婚	5日以内
	生理	2日以内
	産前産後	出産予定日前8週間目から出産日後8週間目までの期間内であらかじめ必要と認める期間
	1歳未満の子の保育	1日につき2回、1回につき60分
	配偶者の出産	3日以内
	男性職員の育児	配偶者の出産前後8週間の期間内において5日以内
	子の看護	一の年において5日以内
	介護	一の年において5日以内
	忌引き	10日以内（死亡者との続柄により日数を付与）
	父母等の追悼のための特別行事	1日
	妊産婦の健康診査等	妊産婦の週数により付与
	妊娠障害（つわり）	14日以内
	夏季	一の年において連続する3日以内
	感染症罹患による就業制限等	必要と認められる期間
	災害等による職員の住居滅失等	7日以内
	災害等による交通障害等	必要と認められる期間
介護休暇	連続する6か月以内において必要と認められる期間	
組合休暇	一の年において30日以内	

(3) 育児休業・部分休業の取得状況（平成22年度）

区分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	1人	6人
部分休業取得者数	0人	2人
育児短時間勤務取得者数	0人	1人